

労働保険事務組合のご案内

～労働保険料申告、納付及び雇用保険被保険者の手続きを代行します～

■ 労働保険事務組合とは

事業主に代わって、労働保険料に関する事務及び雇用保険被保険者に関する事務処理を行います。

■ 委託できる範囲

- 常時労働者数
- ①金融業・保険業・不動産業・小売業・・・ 50人以下
 - ②卸売業・サービス業・・・・・・・・・・ 100人以下
 - ③上記以外の業種・・・・・・・・・・ 300人以下

年間100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者として取り扱う。

■ 委託することのメリット

- ①労働保険料の額に係らず3回分割納付ができ、労働保険料の申告・納付の手間が省けます。
- ②雇用保険被保険者に関する書類(資格取得、離職票等)を作成し、安定所へ届出します。
- ③特別加入制度が利用でき、事業主、役員、家族従事者が労災の適用を受けることができます。
- ④労保連労働災害保険事業(労災保険の上乗せ補償制度)に加入することができます。

■ 委託手数料(年額・税込)

労働者数	右記以外の業種	建設業	農業(法人以外)
1人～5人	4,400円	8,800円	一律 2,200円
6人～10人	6,600円	13,200円	
11人～15人	8,800円	17,600円	
16人～20人	11,000円	22,000円	
21人～29人	13,200円	26,400円	
30人以上	16,500円	33,000円	

注1)特別加入者の数を労働者数に加算する。 注2)建設業で労災・雇用的一方の場合は半額とする。

■ お問い合わせ

一般社団法人 西北労働基準協会

〒037-0004
五所川原市唐笠柳字藤巻 495-3
TEL 0173-35-6336 FAX 0173-35-6337

- 特別加入者の保険料はいくら？
- 詳しく聞きたい！
- 委託替えしたい など



お気軽にご相談下さい。
裏面『問い合わせ』にご記入のうえ
FAX 下さい。

問 い 合 わ せ

FAX 0173-35-6337

(一社) 西北労働基準協会 行

下記に必要事項をご記入のうえ、FAX 下さい。後ほど担当者よりご連絡いたします。

事業所	TEL — — FAX — —
所在地	〒
ご担当者	(役職) (氏名)
..... 労働保険事務組合について ☐ 詳しく話を聞きたい ☐ 委託したい ☐ 委託替えしたい (現在の事務組合名 _____) ☐ 特別加入者の保険料見積 ☐ その他 _____	

【説明時にご準備頂きたい書類】

- 現在加入の労働保険申告書又は納入通知書
- 雇用保険適用事業所設置届又は雇用保険被保険者資格喪失届 (建設業で労災のみの場合は不要)
- 特別加入希望の場合は、加入者の氏名・フリガナ・生年月日

※事務局記入欄

労働者数()名 うち被保険者()名 / 委託手数料 ()円
 労働時間(時 分～ 時 分) / 業務内容()

特別加入者氏名	役 職	生年月日	基礎日額	保険料
		S.H	円	円
		S.H	円	円
		S.H	円	円